

ターゲット・ファンド シュローダー・アジア債券オープン

Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／債券／特殊型（絶対収益追求型）
自動けいぞく投資可能／3ヵ月決算型



投資信託説明書（交付目論見書）
2013年11月16日

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は下記委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

委託会社 【 ファンドの運用の指図を行う者 】

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

設立／1991年12月20日

資本金／4億9千万円(2013年8月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額／約2,364億円(2013年8月末現在)

グループ会社全体の運用総額／約29.8兆円(2012年12月末現在、1英ポンド＝140.5489円で換算)

照会先

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

インターネットホームページ <http://www.schroders.co.jp>

電話番号 03-5293-1323（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで）

受託会社 【 ファンドの財産の保管および管理を行う者 】

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。

ファンド名	商品分類				属性区分					
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
Aコース	追加型	海外	債券	特殊型 (絶対収益追求型)	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年4回	アジア 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	絶対収益 追求型
Bコース									なし	

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者の意向を確認いたします。またファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。

この目論見書により行うターゲット・ファンド シュロージャー・アジア債券オープン Aコース(為替ヘッジあり)、ターゲット・ファンド シュロージャー・アジア債券オープン Bコース(為替ヘッジなし)の募集については、発行者であるシュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年11月15日に関東財務局長に提出し、平成25年11月16日にその届出の効力が生じています。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「ターゲット・ファンド シュロージャー・アジア債券オープン Aコース(為替ヘッジあり)」および「ターゲット・ファンド シュロージャー・アジア債券オープン Bコース(為替ヘッジなし)」は、主としてシュロージャー・アジア債券マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長を目的として運用を行います。

※以下、「ターゲット・ファンド シュロージャー・アジア債券オープン Aコース(為替ヘッジあり)」を「Aコース(為替ヘッジあり)」といい、「ターゲット・ファンド シュロージャー・アジア債券オープン Bコース(為替ヘッジなし)」を「Bコース(為替ヘッジなし)」という場合があります。

ファンドの特色

●シュロージャー・アジア債券マザーファンドに投資し、絶対収益の獲得*を目指します。

*「必ず収益を得る運用」という意味ではありません。市場の動きを上回ることが目的ではなく、投資元本に対する収益を追求することを目的としています。主として投資を行うマザーファンドは、米ドルベースでの絶対収益の獲得を目指して運用を行います。米ドル以外の通貨の資産にも投資を行います。

●アジア諸国(日本を除く14カ国・地域)*の国債、政府機関債、社債等(変動・固定金利債および米ドル建債券、アジア現地通貨建債券、ユーロ建債券等を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。また、リスク管理の観点から、アジア諸国以外の高格付の債券に信託財産の相当程度を投資することがあります。

*香港、中国、フィリピン、マレーシア、韓国、シンガポール、台湾、タイ、インドネシア、インド、ベトナム、パキスタン、スリランカ、カザフスタン
ただし、これらに限定されません。また、投資対象国・地域は運用者の判断で見直される場合があります。(2013年8月末現在)



●Aコース(為替ヘッジあり)の実質外貨建資産については、為替ヘッジにより米ドルと円との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

●Bコース(為替ヘッジなし)の実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

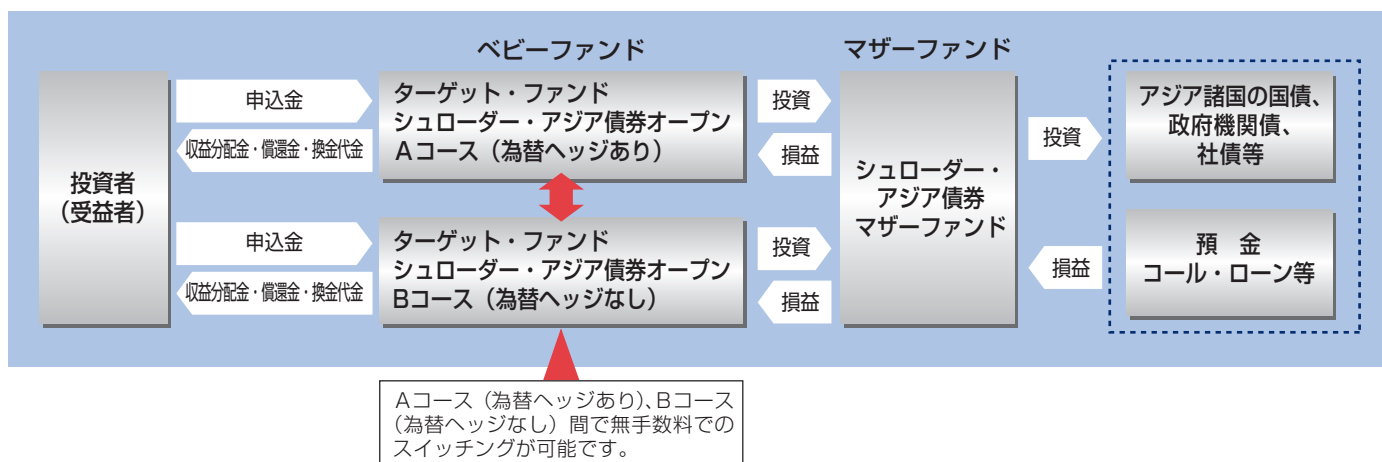
●資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●運用はファミリーファンド方式で行います。マザーファンドの運用にあたっては、シュロージャー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

●Aコース(為替ヘッジあり)、Bコース(為替ヘッジなし)間で無手数料でのスイッチングが可能です。

ファンドの仕組み

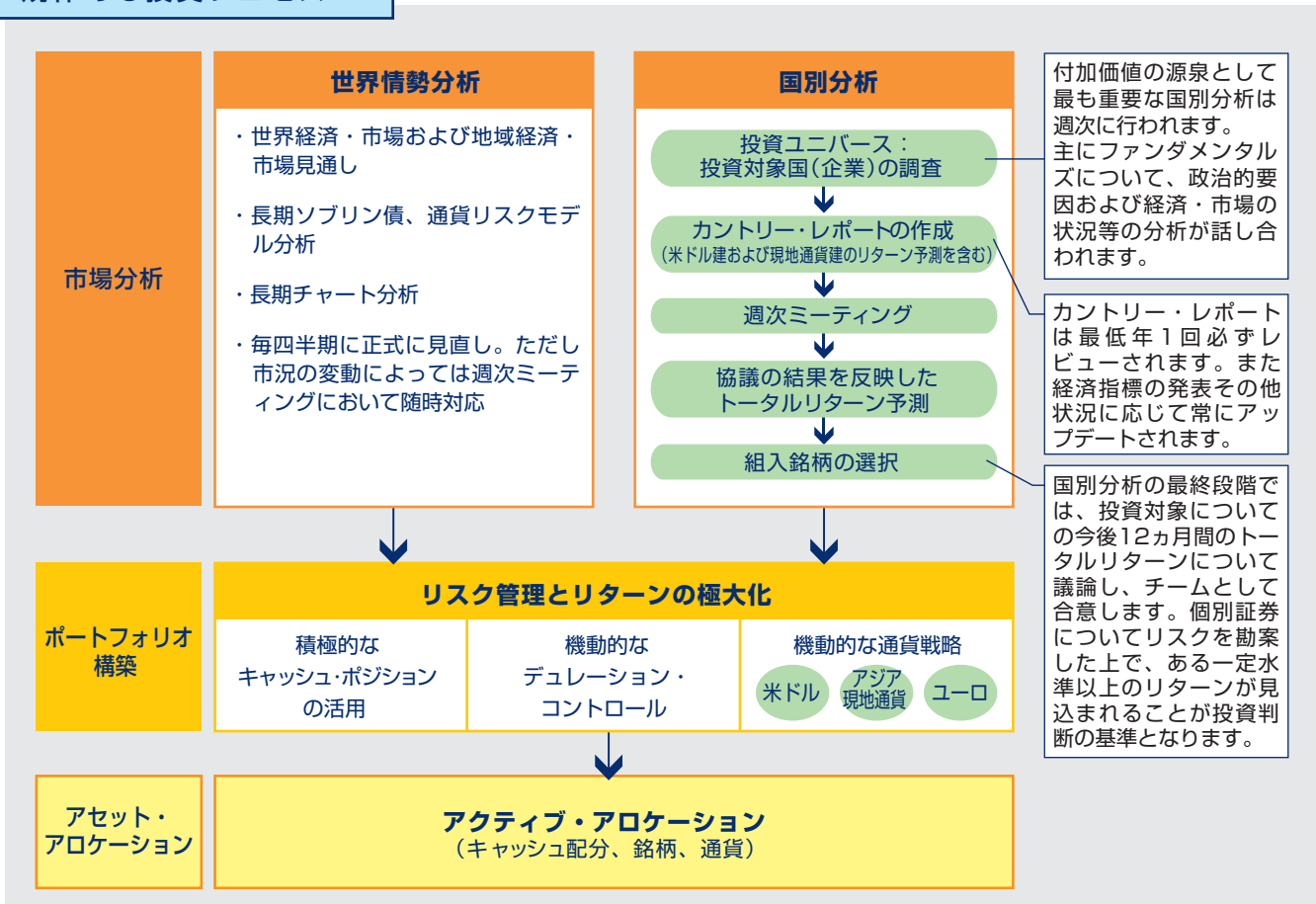
ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(ターゲット・ファンド シュロージャー・アジア債券オープン Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし))とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド(シュロージャー・アジア債券マザーファンド)の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ただし、市況動向等によっては、公社債等に直接投資することがあります。



運用プロセス

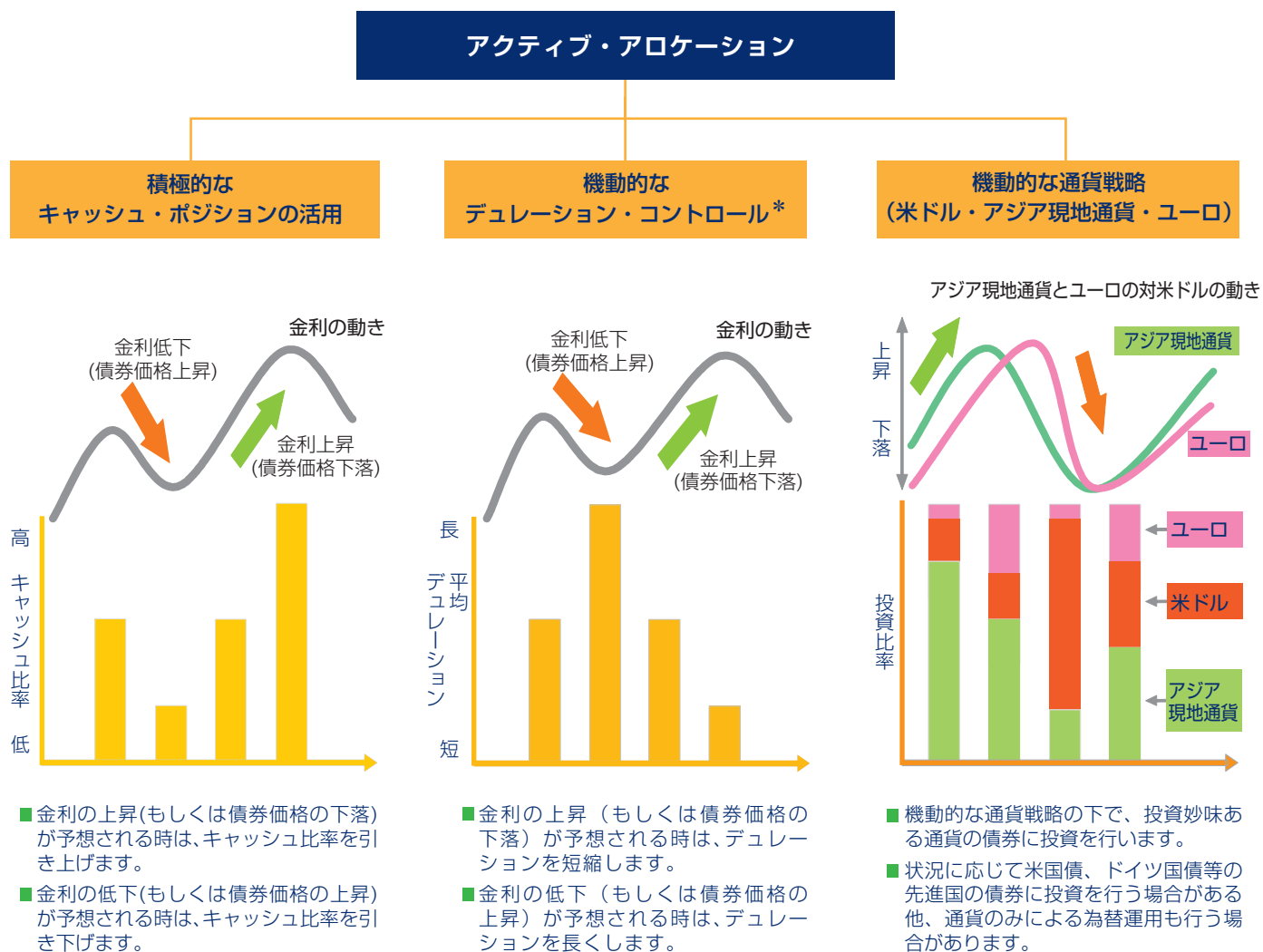
各国のファンダメンタルズ分析をベースに、規律ある投資プロセスのもと絶対収益の獲得を追求する運用を行います。

規律ある投資プロセス



2013年8月末現在

※上記の運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。



***デュレーション・コントロール**

デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合に債券価格がどの程度変化するかを示すリスク尺度の一つです。仮にファンドのデュレーションを短期化した場合は、一定の債券利回りの上昇に対して債券価格下落の影響度合いを少なくすることを意図して運用を行ったことを意味しています。

※上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図です。よって、運用の成果をお約束するのではなく、当該戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。ファンドにおいては、金利・各通貨の動きとは特定の市場のことを意味するものではありませんが、絶対収益の獲得を追求する運用のイメージを説明するために例示しています。

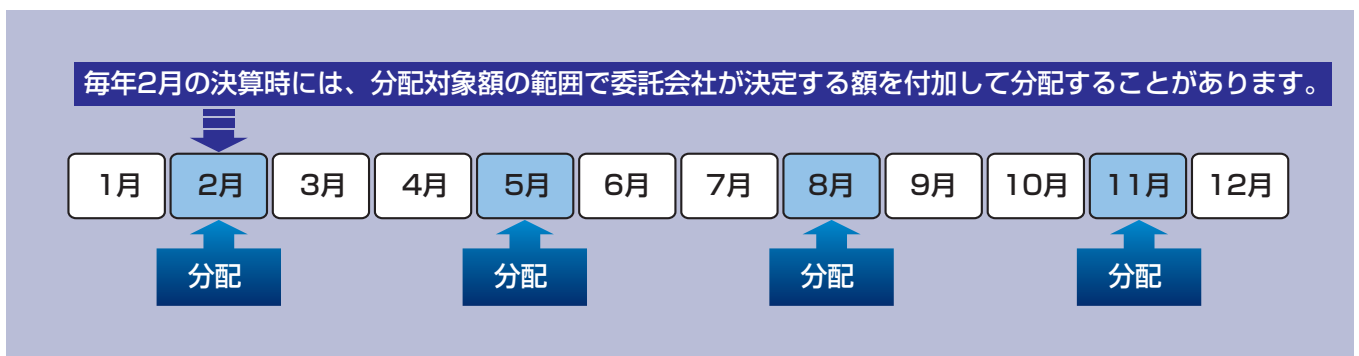
主な投資制限 (Aコース(為替ヘッジあり)、Bコース(為替ヘッジなし)共通)

- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 株式への投資は、転換社債の転換ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使等により取得したものに限るものとします。なお、株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

分配方針

年4回の決算時(原則2月、5月、8月、11月の各20日。休業日の場合は翌営業日。)に、収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- ・ 毎年5月、8月および11月の決算時における収益分配金額は、原則として利子・配当収入を中心に分配を行うことを基本とします。
- ・ 毎年2月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。



※上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配対象額が少額の場合等には分配を行わない場合があります。

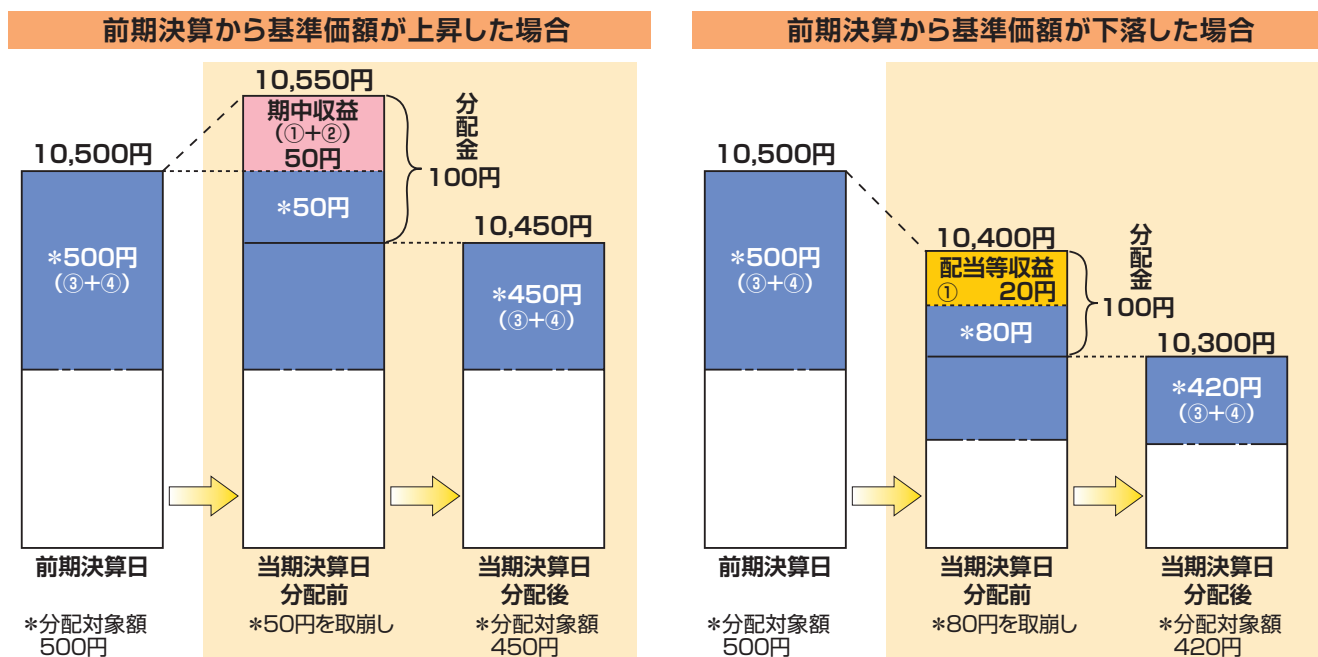
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

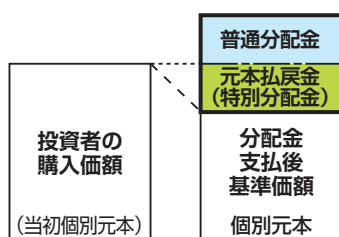
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。

収益調整金：新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

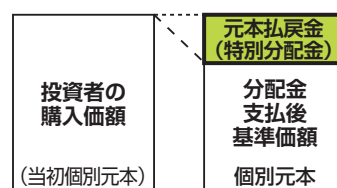
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

- ・ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に外貨建債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

金利変動リスク、信用リスク

公社債の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落します。また、発行体が債務不履行に陥った場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。それらにより組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

< Bコース(為替ヘッジなし)>

実質外貨建資産の円貨換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該投資通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。ファンドが保有する実質外貨建資産について、当該投資通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

< Aコース(為替ヘッジあり)>

ファンドが保有する実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために為替ヘッジも行います。この場合、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。なお、為替ヘッジを行う際には、通常、ヘッジ対象通貨と日本の金利差相当分程度の為替ヘッジコストがかかります。マザーファンドは米ドルベースでの絶対収益の獲得を目指して運用を行いますが、米ドル以外の通貨の資産にも投資を行います。Aコース(為替ヘッジあり)は、米ドルと対円での為替ヘッジを行いますが、米ドルと米ドル以外の投資通貨(アジア現地通貨やユーロ等)との間の為替変動の影響を受けます。したがって、当該為替ヘッジを行った場合においても、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

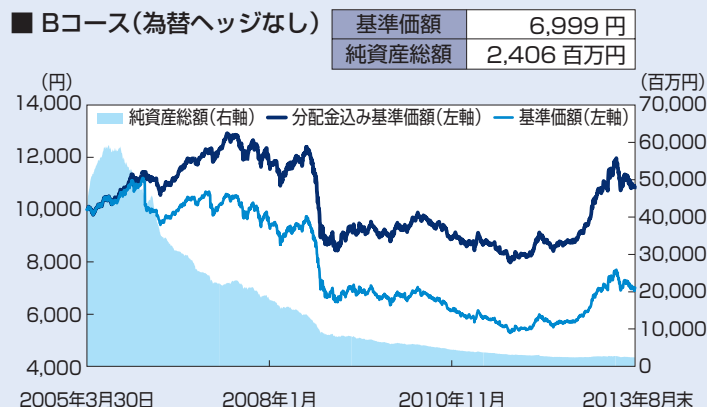
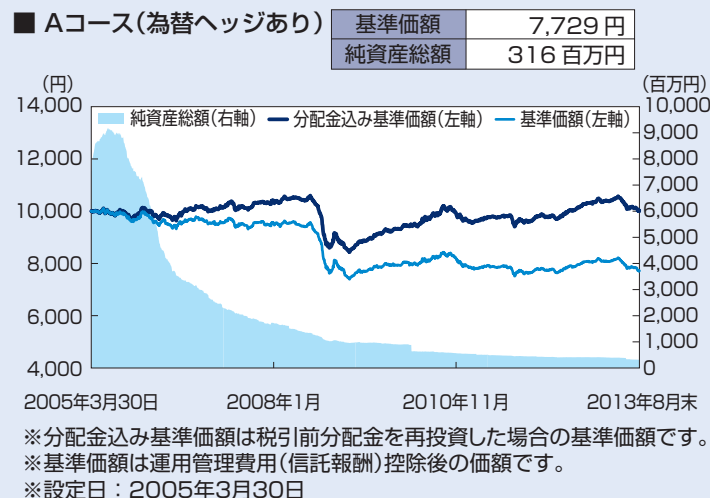
運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門(コンプライアンス部門等)が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

3.運用実績

2013年8月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	Aコース(為替ヘッジあり)	Bコース(為替ヘッジなし)
2012年 8月	35 円	25 円
2012年 11月	35 円	25 円
2013年 2月	35 円	25 円
2013年 5月	35 円	25 円
2013年 8月	35 円	25 円

決算期	Aコース(為替ヘッジあり)	Bコース(為替ヘッジなし)
直近1年間累計	140 円	100 円
設定来累計	2,245 円	3,840 円

主要な資産の状況

■ 組入上位通貨 ■

通貨	投資比率(%)
米ドル	60.07
タイ・バーツ	8.79
中国・人民元	8.71
韓国ウォン	8.33
マレーシア・リンギット	7.19
シンガポール・ドル	2.49
香港ドル	0.98
インドネシア・ルピア	0.98
フィリピン・ペソ	0.16
インド・ルピー	0.10
台湾ドル	0.00

※組入上位通貨は、実質投資比率(各通貨建債券、各通貨、各通貨の為替予約の合計)です。

※国/地域につきましては、委託会社の分類に基づいて表記しております。

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

■ 組入上位国/地域 ■

国/地域	投資比率(%)	国/地域	投資比率(%)
韓国	18.65	フィリピン	2.31
アメリカ	15.41	インドネシア	1.39
マレーシア	13.34	バミューダ	0.74
タイ	12.18	カナダ	0.74
香港	5.05	パナマ	0.69
インド	4.72	スリランカ	0.65
英ヴァージン諸島	4.55	中国	0.59
ケイマン島	3.94		
シンガポール	3.15		

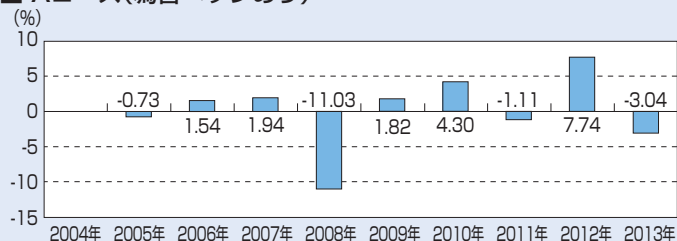
※ケイマン島、英ヴァージン諸島、バミューダ、カナダ、パナマの組入債券は、登記を当該国で行っているものの、事業基盤や収益の源泉をアジア各国に有していると運用担当者が判断した債券です。

■ 組入上位銘柄 ■

順位	銘柄	国/地域	種別	投資比率(%)
1	S.KOREA 5.75% 10/09/18	韓国	国債	14.54
2	US 0% 14/11/13	アメリカ	国債	9.04
3	US 0% 13/02/14	アメリカ	国債	9.03
4	THAILAND 3.125% 11/12/15	タイ	国債	6.74
5	MALAYSIA 4.012% 15/09/17	マレーシア	国債	6.67
6	INDIA 7.8% 11/04/21	インド	国債	4.09
7	MALAYSIA 4.262% 15/09/16	マレーシア	国債	3.36
8	MALAYSIA 3.741% 27/02/15	マレーシア	国債	3.31
9	THAILAND VAR 14/07/21	タイ	国債	2.73
10	THAILAND 3.65% 17/12/21	タイ	国債	2.71

年間収益率の推移

■ Aコース(為替ヘッジあり)

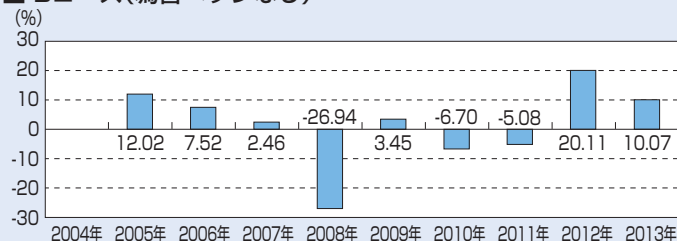


※ファンドにベンチマークはありません。

※2005年3月30日が設定日のため、2004年以前の実績はありません。2005年は3月30日から12月末までの騰落率です。2013年は1月から8月末までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

■ Bコース(為替ヘッジなし)



※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	一般コース・・・・・・・・・・1万口以上1万口単位 自動けいぞく投資コース・・・・1万円以上1円単位 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※原則として購入後のコースの変更はできません。 ※当初元本1口=1円
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	原則として購入申込日から起算して5営業日目までにお支払いください。
換金単位	一般コース・・・・・・・・・・1万口単位 自動けいぞく投資コース・・・・1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。
購入の申込期間	平成25年11月16日から平成26年5月16日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり10億円を超える換金の申込みは行えません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた各申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	平成27年2月20日まで(平成17年3月30日設定)
繰上償還	Aコース(為替ヘッジあり)とBコース(為替ヘッジなし)の受益権口数の合計が30億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則2月、5月、8月、11月の各20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 販売会社との契約によっては、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	Aコース(為替ヘッジあり)とBコース(為替ヘッジなし)、各3,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年2月および8月の決算時ならびに償還時に作成し、販売会社を通じて投資者にお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降) 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	Aコース(為替ヘッジあり)、Bコース(為替ヘッジなし)間で無手数料でのスイッチングが可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	国内の休業日およびシンガポールの証券取引所またはシンガポールの銀行の休業日には、購入・換金のお申込みは受け付けません。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊にAコース(為替ヘッジあり)は「アジ債A」、Bコース(為替ヘッジなし)は「アジ債B」として掲載されます。

ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に 2.10%*(税抜2.00%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 *消費税率が8%になった場合は、 2.16% となります。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.6590%*(税抜1.5800%)以内。また、運用管理費用(信託報酬)の配分はファンド(Aコース(為替ヘッジあり)、Bコース(為替ヘッジなし)の合算)の純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。 毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 *消費税率が8%になった場合は、年率1.7064%となります。		
	運用管理費用(信託報酬)の配分		
	ファンドの純資産総額(注)	500 億円以下の部分	500 億円超 1,000 億円以下の部分
	委託会社	年率 0.9000%(税抜)	年率 0.8250%(税抜)
	販売会社	年率 0.6000%(税抜)	年率 0.6000%(税抜)
	受託会社	年率 0.0800%(税抜)	年率 0.0800%(税抜)
	合計	年率 1.6590%* (税抜 1.5800%)	年率 1.58025%* (税抜 1.5050%)
(注)Aコース(為替ヘッジあり)、Bコース(為替ヘッジなし)の合算 *消費税率が8%になった場合は、それぞれ1.7064%、1.6254%、1.5444%となります。 委託会社の配分には、マザーファンドの外部委託先であるシュロダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに対する報酬が含まれています。			

その他の費用・手数料	法定書類の作成等に要する費用、監査費用等	ファンドの純資産総額に対して年率0.0525%*(税抜0.0500%)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 *消費税率が8%になった場合は、年率0.054%となります。
	組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等	ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記費用の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

※消費税率は平成26年4月1日以降、8%となる予定です。

● 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

*上記税率は平成25年12月31日まで適用されるものであり、平成26年1月1日以降、**20.315%**となる予定です。

*少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*法人の場合は上記とは異なります。

*税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。
なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ファンドは、主に外貨建債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

「ターゲット・ファンド シュローダー・アジア債券オープン」の購入時手数料について

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に以下の手数料率を乗じた額とします。

(購入時手数料 = 購入口数 × 基準価額 × 手数料率)

購入口数	手数料率
1 億口未満	2.100%※(税抜 2.000%)
1 億口以上 10 億口未満	1.050%※(税抜 1.000%)
10 億口以上	0.525%※(税抜 0.500%)

※消費税率が 8%となる 2014 年 4 月 1 日以降は、それぞれ 2.16%、1.08%、0.54%となります。

◆スイッチングによるお申込みの場合は無手数料です。

◆「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは野村證券窓口にお問い合わせ下さい。

※「ターゲット・ファンド シュローダー・アジア債券オープン Aコース(為替ヘッジあり)」、「ターゲット・ファンド シュローダー・アジア債券オープン Bコース(為替ヘッジなし)」をそれぞれ「シュローダー・アジア債券オープンAコース」、「シュローダー・アジア債券オープンBコース」と略す場合があります。



31280211